

平成 24 年度第 1 回日進市休日急病診療所運営協議会議事録

日 時：平成 24 年 5 月 18 日（金）午後 2 時 00 分から 2 時 45 分まで

場 所：日進市保健センター2 階会議室

出席者：鈴木好人(医師)、永井修一郎（医師）、藤田勝成(医師)、笹本基秀（医師）、早川真人（医師）、武田伸三(日進市市民生活担当部長)、多湖容司(東郷町健康部長)、伊藤泉(長久手市福祉部長)、(順不同)

委員 8 名

事務局：健康課(課長以下 3 名) 休日急病診療所事務長・副事務長

傍聴の可否：可

傍聴の有無：無

議 事

事務局 ただいまから、平成 24 年度第 1 回日進市休日急病診療所運営協議会を開催いたします。ここで、委嘱書を一人ずつ交付すべきところがございますが、机の上に配布し、交付に代えさせていただくことをご了承願います。任期は平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。なお、今回委嘱させていただく運営協議会の委員は、本日お手元の委員名簿のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。本日は日進市副市長が挨拶に伺うところでしたが、都合により急遽欠席となりました。ご出席いただく委員の方々には申し訳ございませんでした。

事務局 最初の運営協議会ということで正・副委員長が決まっておりませんので、議題（1）につきましては、事務局の方で進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
議題（1）平成 24 年度日進市休日急病診療所運営協議会委員長、副委員長の選出について議題といたします。委員長、副委員長の選出につきましては、日進市休日急病診療所運営協議会規則第 5 条第 1 項の規定により委員の互選により選出することになっております。委員長・副委員長の選出につきまして委員の皆様のご発言をお願いします。

委員 事務局に一任いたします。

事務局 ただいま委員から事務局に一任とのご発言がありましたが、前回は委員長について東名古屋医師会の会長が、副委員長について公益の代表の中から日進市市民生活部担当部長が選出されておりました。前回と同様、委員長に東名古屋医師会会長の鈴木委員を、副委員長に日進市市民生活部担当部長の武田委員を選出することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なしとの発言）

事務局 委員長は鈴木委員に、副委員長は武田委員をお願いすることによってよろしくお願いいたします。それでは鈴木委員長には委員長席に移動をお願いいただき、ごあいさつをお願いいたします。

委員長 あいさつ

委員長 議題（2）平成 23 年度休日急病診療所実績報告（案）について事務局から説明をしてください。

事務局 資料No. 1 平成 23 年度日進市休日急病診療所利用状況について説明
資料No. 2 平成 23 年度日進市休日急病診療所診療科別患者数について説明
資料No. 3 平成 23 年度日進市休日急病診療所疾患別患者数について説明
資料No. 4 平成 23 年度日進市休日急病診療所年齢別患者数について説明
資料No. 5 平成 23 年度日進市休日急病診療所転送状況について説明
資料No. 6 平成 23 年度日進市休日急病診療所診療料について説明
資料No. 7 平成 23 年度日進市休日急病診療所年度別収入比較について説明
資料No. 8 平成 23 年度日進市医師・薬剤師・職員担当人名簿（報告）について説明

委員長 ただいまの説明について、ご質問のある方はございませんか。

委員 （意見無し）

委員長 資料No. 7 についてですが、インフルエンザが多発したときは別にして、全体に人口が増えたためですか。

事務局 人口の伸びもありますが、平成 23 年度はインフルエンザの影響が大きかったと考えております。

委員 もっと過去から遡って比較すれば分かると思います。また、休日急病診療所の認知度が上がれば利用者数は増えると思います。

事務局 以前のデータが資料にございませんので比較できませんが、平成 21 年度の新型インフルエンザが流行した際に休日急病診療所の利用者増とあわせて認知度も上がったのではないのでしょうか。

委員長 資料では平成 21 年度が最大の利用者数に見えて、それから減少しているように見えるので上手く比較できる資料を次に用意してください。それでは、議題（2）平成 23 年度休日急病診療所実績報告（案）について承認いただけますでしょうか。

委員 （異議なし）

委員長 それでは議題（2）平成 23 年度休日急病診療所実績報告（案）につきましては承認されました。次に議題（3）平成 23 年度休日急病診療所歳入歳出決算（案）に移ります。事務局は説明をしてください。

事務局 資料 平成 23 年度日進市休日急病診療所歳入歳出決算書（案）について説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問のある方はございませんか。

委員 歳出が予算より多く支出されているものがあります。今後はそのような項目については補正予算を組んで対応することはできないのですか。

事務局 当初予算より支出が多くなるのが年度途中に見込まれる場合について、今後は秋に開催します第2回の本運営協議会にて補正予算が提案できるように行っていく予定です。

委員長 資料を見ますと、診療報酬の伸びと比較して経費を抑えて管理していると思います。次にですが、全体の歳入歳出差し引き額は約 1,600 万円となっておりますが前年度と比べて増えたのでしょうか。

事務局 歳入歳出の差し引き額については、次ページの指定管理料と比較して多くなっております。この決算状況は休日急病診療所の運営を委託させていただいて初めてのことになるかと思えます。

委員 平成 21 年度と比較するとどのようになりましたか。受診者数も平成 21 年度は多かったと思いますが。

事務局 平成 21 年度は受診者が多く歳入が増加しましたが、診療体制を強化して医師の増員体制を長く続けたことなどにより歳出も増加しましたので指定管理料を上回ることはありませんでした。歳入歳出の差し引き額としては 1,353 万となっております。

委員長 今年度の歳入歳出の実績については運営側の努力もあったのではないのでしょうか。他に意見、質問などはありませんか。

委員長 それでは、議題（3）平成 23 年度日進市休日急病診療所歳入歳出決算（案）についてご承認していただける方は挙手をお願いします。

委員 （全員挙手）

委員長 それでは、議題（3）平成 23 年度日進市休日急病診療所歳入歳出決算（案）につきましては承認されました。

委員長 次の議題に移ります。議題（4）その他について、何かありますか。

事務局 （休日急病診療所の過去受診者一覧資料を配布）

その他としまして、東名古屋医師会から一般社団法人への移行に伴う諸問題について、運営協議会に対して提案がありました。

一つは、運営協議会の開催時期です。昨年までは、3 月分の診療報酬が確定する 5 月末で決算書を作成していましたが、東名古屋医師会が公益法人制度改革に伴い、一般社団法人

人に移行するため、6月の第4土曜日に開催する医師会の定例総会に休日急病診療所の決算を報告する必要があるため、今回から運営協議会の決算では、3月分の診療報酬は確定額ではなく、請求額としました。

こうしたことにより、昨年より1ヶ月ほど、運営協議会の開催が早くなりました。

もう一つは、休日急病診療所の事務長の正職員雇用についてです。事務量が増え、勤務時間内に処理ができなくなったため、パートから週5日の正職員に勤務形態を変更するものです。

今年度は社会保険に加入していただき、時間内に処理できない分については、時間外勤務で請求していただくことで対応し、今年度の勤務実績により、来年度から正職員へ変更するかを秋に開催する運営協議会で協議をしていただくこととなります。

また、時間外勤務の賃金と、社会保険の保険料が加わりますので、秋の運営協議会で今年度予算の補正・変更も協議していただくことになる予定です。

委員 今の事務局の提案とは別の提案ですが、休日急病診療所で発行している診断書料が1,570円で一般的な料金と比べて割安ではないでしょうか。時勢に合わせて診断書料について見直しをお願いできますか。

委員 公共的なサービスと考えると料金を設定しているものか、安易な診断書の発行を抑制させるために料金を設定しているものなのかと観点が多くあります。多角的な観点から考慮する必要があるでしょう。

事務局 診断書の費用は日進市休日急病診療所条例で、普通診断書1,570円、死亡診断書2,100円、精密診断書2,100円、死体検案書10,500円と定めています。

県内の休日急病診療所の普通診断書の単価は、豊明市の休診が日進市の休診と同じの1,570円、犬山市が1,560円、一宮市、小牧市、江南市、のそれぞれの休診が1,050円、西春日井広域事務組合の休診が2,000円、また、瀬戸市から豊明市までの尾張東部地区、第2次救急医療病院である陶生病院は1,575円という状況です。

他の休日急病診療所と大きく単価が異なった場合は、運営協議会で協議をしていただき、条例を改正することになります。

委員 診療所の開業医の診断書料金が利用者に休日急病診療所発行料金と比較されるため、そのあたりを考慮できませんか。

委員長 診断書料金については検討してください。他に意見がないようですので、本日の平成24年度第1回日進市休日急病診療所運営協議会を終了いたします。

(午後2時45分終了)